

一般社団法人四国地区信用金庫協会定款

平成24年4月1日施行
平成25年6月7日一部改正
令和2年10月20日一部改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人四国地区信用金庫協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県高松市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、四国地区に主たる事務所を有する信用金庫の健全な発展を図り、もって公共の利益の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 信用金庫の業務の改善及び発展を図るための事業
- (2) 信用金庫の業務全般に関し、関係官庁その他機関との連絡に関する事
- (3) 信用金庫相互の緊密な連携、提携を図るための共同事業に関する事
- (4) 信用金庫役職員の人材育成及び福利厚生に関する事業
- (5) その他この法人の目的に資するために必要な事業

第3章 会員

(資格)

第5条 この法人の会員は、四国地区に主たる事務所を有する信用金庫であつて、第6条の規定により入会した者とする。

2 前項の会員をもつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書に必要事項を記載し、代表理事が記名押印の上、会長に提出しなければならない。

2 前項の入会申込書の提出を受けたときは、理事会においてその可否を決定

し、会長が本人に通知する。

(入会金)

第7条 前条により入会した者は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

(経費の負担)

第8条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎事業年度、総会において別に定める経費分担金を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- (4) 1年以上経費分担金を滞納したとき

(資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次に掲げる事由によって資格を喪失する。

- (1) 会員全員の同意があったとき
- (2) 解散したとき

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、会員全員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名

- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (4) 入会金及び経費分担金に関する事項
- (5) 常勤の理事の報酬の額
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定めた事項

(開 催)

第14条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

- 2 通常総会は、毎年3月及び6月に開催する。このうち6月に開催する通常総会を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。
- 3 臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招 集)

第15条 総会は、別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員から総会の目的である事項及び招集の事由を示して請求があったときは、会長は、臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するには、会長は、総会の1週間前までに、会員に対し、日時、場所及び会議の目的を記載した書面により通知しなければならない。

(議 長)

第16条 総会の議長は、会長とする。

- 2 会長に事故あるときは、副会長とする。

(議決権)

第17条 会員は、総会において各1個の議決権を有する。

(決 議)

第18条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会員数の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の事項は、総会員数の半数以上であって、総

会員数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理行使)

第19条 会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。

この場合、第18条の規定の適用については、その会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び総会に出席した代表理事及び監事とともに署名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上9名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、1名を副会長、1名を専務理事又は常務理事とする。
- 3 前項の会長、副会長、専務理事又は常務理事をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事は、総会の決議によって会員の代表理事又は会員外の学識経験者のうちから選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事又は常務理事は、理事会の決議によって理事のうちから選定する。
- 3 監事は、総会の決議によって会員の代表理事のうちから選任する。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 専務理事又は常務理事は、会長及び副会長を補佐しこの法人の事務を処理する。

5 代表理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 25 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。

ただし、常勤の理事に対しては、総会において決議した額を報酬等として支給することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権 限)

第 29 条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事又は常務理事の選定及び解職

(招 集)

第 30 条 理事会は、法令で別に定める場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長に事故あるときは、副会長が招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

(議 長)

第 31 条 理事会の議長は、会長とする。

- 2 会長に事故あるときは、副会長とする。

(決 議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第 32 条の 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、この限りではない。

- 2 前項の理事会の決議の省略は、災害、その他緊急に決議を要する場合に限るものとする。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した代表理事及び監事が署名押印する。

第 7 章 委員会等

(構 成)

第 34 条 会長は、第 4 条に規定する事業を遂行するため、理事会の承認を得て諮問機関として委員会及び専門委員会を設置することができる。

2 委員会及び専門委員会の委員に関する事項並びに運営に関する事項等は理事会の決議を経て別に定める。

第 8 章 資産及び会計

(事業年度)

第 35 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事業計画書及び収支予算書)

第 36 条 会長は、事業年度の開始の日の前日までに、理事会の決議により事業計画書及び収支予算書を作成し、総会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第 37 条 会長は、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告書の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第 38 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 39 条 この法人は、総会の決議によって定款を変更することができる。

(解 散)

第 40 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 41 条 この法人が清算するときは、残余財産は、国若しくは地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号イからトまでに掲げる法人に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 42 条 この法人の公告は、電子公告とする。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告を行うことができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 11 章 事務局

(事務局)

第 43 条 この法人に事務局を置く。事務局の事務組織及び事務処理に関する事項等は理事会の決議を経て別に定める。

第 12 章 雑 則

(委 任)

第 44 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議によって、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は、山本泰正、佐竹義治、神内忠雄とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 3 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。